平成２３年（フ）第３２７号
東京都三鷹市大沢６丁目８番15号
破産者　株式会社日建サービス
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０４８号
東京都小金井市桜町１丁目９番29号
破産者　有限会社川口ヒューマンハウス
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０４９号
東京都小金井市貫井北町１丁目23番20号
破産者　川口　常貴
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２３号
岐阜県中津川市中津川2973番地の６　アルタイル21、従前の住所岐阜県中津川市中津川2305番地の８
破産者　髙樋　政司
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２７１号
静岡県沼津市志下70番地の１
破産者　有限会社杉新水産
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
静岡県浜松市西区篠原町9508番地の１
破産者　株式会社アルテア
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４７３号
静岡県浜松市中区和合町315番地の1431
破産者　山本技研株式会社
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
三重県伊勢市小俣町本町783番地、開始決定時の住所三重県伊勢市小俣町元町621番地
破産者　濱口　幸生
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１６６３号
京都市伏見区醍醐赤間南裏町27番地の１
破産者　株式会社井川組
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２３号
京都市山科区東野八反畑町58番地150
破産者　廣瀬建設株式会社
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３１号
岡山市南区海岸通２丁目１番33―４号
破産者　株式会社M・M・P
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９号
岡山市南区豊成３丁目12番22号
破産者　藤井　　強
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７８号
熊本市水前寺４丁目１番28号
破産者　株式会社セキュリティハウスクマモト
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１８号
沖縄県沖縄市字美里1351番地
破産者　株式会社日邦建設
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２５１号
奈良県宇陀市大字陀内原272番地の１
破産者　平岡　博史
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
奈良県宇陀市大字陀内原272番地の１
破産者　平岡栄美子
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３７９５号
札幌市中央区宮の森３条８丁目４番５号
破産者　橋本　行子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２３３号
札幌市豊平区月寒東１条５丁目４番３―107号
破産者　佐久間昭保（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５号
北海道余市郡余市町栄町230番地、開始決定時の住所北海道苫小牧市明野新町２丁目21番３号
破産者　中川　照美（旧姓川合）
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２９号
青森県三戸郡階上町蒼前西３丁目９番地1933コーポＨ＆Ｋ―Ｆ号室、前住所青森県三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添17番地115
破産者　内城　健治
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９９６号
仙台市宮城野区小田原２丁目７番16号　三浦ハイツ203、申立時の住所仙台市宮城野区榴岡３丁目５番８―1202号
破産者　青木　　茂
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係